平成31年五所川原市教育委員会第3回定例会会議録

五所川原市教育委員会

# 平成31年五所川原市教育委員会第3回定例会議決結果表

議案番号	提案年月日	件名	議決年月日	結 果
議案第4号	平成31年3月22日	平成31年度五所川原市学校教育指導の方針と 重点について(継続審査)	平成31年3月22日	原案可決
議案第6号	平成31年3月22日	臨時代理の承認を求めることについて(平成3 1年度五所川原市一般会計予算(教育予算))	平成31年3月22日	原案可決
議案第7号	平成31年3月22日	臨時代理の承認を求めることについて(五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例)	平成31年3月22日	原案可決
議案第8号	平成31年3月22日	五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則 の一部を改正する規則の制定について	平成31年3月22日	原案可決
議案第9号	平成31年3月22日	五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任 規則の一部を改正する規則の制定について	平成31年3月22日	原案可決
議案第10号	平成31年3月22日	五所川原市教育委員会処務規程及び五所川原市 教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する 訓令の制定について	平成31年3月22日	原案可決
議案第11号	平成31年3月22日	工事の計画の策定について	平成31年3月22日	原案可決
議案第12号	平成31年3月22日	五所川原市スポーツ推進委員の委嘱について (追加議案)	平成31年3月22日	原案可決
議案第13号	平成31年3月22日	五所川原市教育委員会職員の人事発令について (追加議案)	平成31年3月22日	原案可決

平成31年五所川原市教育委員会第3回定例会会議録

日時:平成31年3月22日(金) 午後1時30分開会

場所: 五所川原市本庁舎 3階 委員会室

#### ◎議事日程

開会

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 前回会議録の承認(第2回定例会)
- 第 4 教育長の報告
- 第 5 議案第4号 平成31年度五所川原市の教育目標、方針、重点について(継続審査)
- 第 6 議案第6号 臨時代理の承認を求めることについて(平成31年度五所川原市一般会計予算(教育予算))
- 第 7 議案第7号 臨時代理の承認を求めることについて(五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)
- 第 8 議案第8号 五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 9 議案第9号 五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について
- 第10 議案第10号 五所川原市教育委員会処務規程及び五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令の制 定について
- 第11 議案第11号 工事の計画の策定について
- 第12 議案第12号 五所川原市スポーツ推進委員の委嘱について(追加議案)
- 第13 議案第13号 五所川原市教育委員会職員の人事発令について(追加議案) 閉会

### ◎出席教育長及び委員(5名)

教育長長尾孝紀1番丁子谷 悟 委員2番木村吉幸委員3番三潟洋生委員4番奈良陽子委員

◎説明のため出席した職員(9名)

教育総務課教育総務課課長 川 浪 生 郎 課長 大 沢 丈 徳 課長 大 沢 丈 徳 課長 近 藤 達 也 指導課学校給食センター課長 吉 田 英 人 所長 中 谷 吉 範 図書館

◎職務のため出席した職員(1名)

教育総務課 課長補佐 古 川 慧

## ◎開 会

○教育長

本日の出席は、私ほか委員が4名、定足数に達しております。これより平成31年五所川原市教育委員会第3回定例会を開会いたします。

### ◎会議録署名委員の指名

○教育長

日程第1、会議録署名委員の指名に入ります。会議録署名委員は、委員会会議規則第17条第2項の規定により教育長が指名 とありますので、私の方から指名いたします。1番 丁子谷委員、2番 木村委員にお願いいたします。

### ◎会期の決定

○教育長

日程第2、会期についてお諮りいたします。会期は本日一日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

### ○教育長

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日一日とすることに決定いたしました。

- ◎前回会議録の承認(第2回定例会)
- ○教育長

日程第3、前回の会議録の承認についてでありますが、ご異議なければ承認したいと思います。

(異議なしの声あり)

### ○教育長

ご異議がないようですので、第2回定例会の会議録を承認することに決しました。

## ◎教育長の報告

○教育長

日程第4,教育長の報告をいたします。2月28日に開会した平成31年市議会第2回定例会が3月14日に閉会しました。 今回は、会派代表質問と一般質問を通告した7名のうち、5名から質問がありました。会派代表質問では、代表の木村慶憲、伊藤永慈両議員から学校給食費の無償化に関連した質問があり、佐々木市長が答弁しております。教育部長からは、学校給食の無償化に関する制度概要について答弁しております。一般質問では、学校給食費無償化の見送りに関連して、加藤磐議員、成田和美議員、平山秀直議員から質問があり、佐々木市長が答弁しております。平山秀直議員からは、子育て支援関係予算5事業の中で、子供会育成連合会補助金の廃止理由についても質問がありました。答弁内容等については、次回定例会で報告します。

次に、要保護及び準要保護児童生徒援助費の中で、30年度予算に新たに計上した新入学児童生徒学用品・通学用品費につい

てお知らせします。これは、31年4月入学の準要保護の児童生徒の保護者を対象として、年度開始前に新小学1年生には20,300円、新中学1年生には23,700円が支給するものであります。そして既に申請のあった新小学1年生33名、新中学1年生50名の保護者に対して、2月28日に支給いたしました。なお、4月30日までは、転校等によりまだ申請していない保護者でも、要件を満たす場合には支給対象としております。

私からは以上です。

### ◎付議案件

### ○教育長

次に、日程第5 議案第4号「平成31年度五所川原市の教育目標、方針、重点について」を議題といたします。本件について前回定例会において審議いただいたものでありますが、委員の皆様からのご指摘のありました箇所などを含め、再度審議する必要がある継続案件でございます。説明が必要な箇所について、担当課より説明願います。

### ○図書館長

議案第4号「平成31年度五所川原市の教育目標、方針、重点について」、議案書をもとに説明した。

### ○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

(なしの声あり)

### ○教育長

質疑を終結いたします。採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### ○教育長

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に日程第6 議案第6号「臨時代理の承認を求めることについて(平成31年度五所川原市一般会計予算(教育予算))」

を議題といたします。本件について担当課より説明願います。

#### ○教育総務課長

指導課長

社会教育課長

スポーツ振興課長

### 図書館長

学校給食センター所長

議案第6号「臨時代理の承認を求めることについて(平成31年度五所川原市一般会計予算(教育予算))」、議案書を基に 説明した。

### ○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

#### ○木村委員

一般会計予算書の金額と主要事務事業執行計画書の金額に差がありますが、どうしてでしょうか。

### ○教育部長

一般会計予算書に記載されている予算額は、主要事務事業執行計画書に記載されている事業以外のものも含んだ予算額になりますので、必ずしも一致するものではありません。主要事務事業はあくまでも一般会計予算書から抜粋した事業であります。

それから、これまでであれば一般会計予算書案の承認は、主要事務事業執行計画書の説明をすることで終わっていたところであります。本来であれば一般会計予算書案を市長が議会に提案する前に、教育委員会において諮るべきではありますが、予算案の編制作業が終わってから市議会に提案するまでに時間的余裕が無いため、教育長が代わりに承認したものです。本案件は教育長が臨時代理したものであり教育委員会の承認が必要になりますので、今定例会で提案したものであります。

また、教育予算全体としては前年度比で約2億9千万円程増額になっておりますが、オルテンシアの整備に要する建設事業費が大幅に増額になっているためであります。これは全額起債事業でありますので、事業費の7割が交付税措置され、実質的には3割負担で実施できるものであります。その他の経常費ついては、市全体として前年度比5%減額して予算要求するよう求められておりますので、多くの事業においては精査し減額要求しております。今後も教育委員会としての進むべき方向性を見定め、中長期的な目標を据えた上で事業を展開していく必要があると考えております。

オルテンシアの改修工事に伴い成人式の会場がプラザマリュウ五所川原に変更になりますが、問題はないのでしょうか。

### ○社会教育課長

想定している人数を収容できるようになっております。ですから、会場の借上料は発生しますが、実施について問題はないと 考えております。

#### ○丁子谷委員

プラザマリュウ五所川原は成人式を実施する時期に駐車場は大丈夫でしょうか。

#### ○社会教育課長

プラザマリュウの駐車場以外にもオルテンシア駐車場を利用できますので、問題ないかと思っております。

### ○丁子谷委員

学力の向上を図る事業において、秋田県学力向上フォーラムへは毎年参加していますが、青森県総合学校教育センターを活用 した取組はあるものでしょうか。

### ○指導課長

青森県教育委員会においても、総合学校教育センターを活用し学力向上フォーラムを開催しており、先生方には、このフォーラムにも参加してもらっています。また来年度事業においてさまざまな研修講座が予定されており、中には先生方が公開発表するものもあります。4月には講座内容が発表になりますので、早々に参加者を募集して受講者を推薦したいと思います。また、講師として参加してもらう場合もありますので、その際には該当する先生を推薦いたします。受講にかかる旅費については、青森県で措置しており、積極的な活用を進めていきたいと考えております。

#### ○丁子谷委員

スクールカウンセラーを活用し、悩める教員に対してカウンセリングする体制はあるのでしょうか。

#### ○指導課長

学校に配置しているスクールカウンセラーの業務は、主に児童生徒をカウンセリングするものでありますが、先生方や保護者

も対象としております。ですからカウンセリングの状況を見ますと、先生方や保護者が受けている件数が相当数あります。ただし、管理職から勧められてはいるが、実際には受けるまでには至らないケースもありますので、積極的な活用をお願いしていきたいと考えております。

### ○丁子谷委員

教職員等の給食費どうなっているのでしょうか。

### ○学校給食センター所長

すくすく学校給食応援事業は子育て支援を事業目的としており、児童生徒のみを対象としておりますので、教職員等からは給食費を全額徴収いたします。徴収方法については児童生徒の場合と異なっており、各学校に一任しております。

#### ○教育部長

現在、各学校長に対して出納員発令をしており、これにより給食費に関する権限を付与し、収納を学校長に委任できるようにしております。そのため学校長の裁量で、学校徴収金には給食費だけではなく教材費なども含め、月額数千円を郵便局口座から徴収しています。同様に、先生方からも給食費を徴収してもらっていますが、口座振替にするかどうかについても学校長に一任しております。

### ○丁子谷委員

金銭に絡む事故が発生した時、学校長はお金の流れを細分化して確認するように求められますが、その際に公金である給食費だけでも別口座として設けておくことで、内容を把握しやすくなると思いますが。

### ○教育部長

給食費は4月の実食分を5月に請求するため、月によって金額が変動してきます。その上、給食費専用の口座とそれ以外の徴収金用の口座を分けて、各々の口座から徴収するとなると学校側での手間が増えて管理が煩雑になってきます。また保護者にしてみても、これまで通り1口座から月々定額で徴収され、年度末頃に調整したものを徴収された方がわかりやすいのではないかと考えております。ですが、丁子谷委員からの意見についても適正管理の観点から検討してみたいと思います。

### ○奈良委員

学校図書館整備事業についてですが、新刊が入庫したときにバーコードやブックコートの貼り付けまでやってくれおり、本の

状態を良好に保つ上で大切ですので、継続して実施していただきたいと思います。

#### ○教育長

その他に何かございませんでしょうか。

(なしの声あり)

### ○教育長

質疑を終結いたします。採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

### ○教育長

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に日程第7 議案第7号 「臨時代理の承認を求めることについて(五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)」から日程第10 議案第10号「五所川原市教育委員会処務規程及び五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令の制定について」までは、教育委員会の組織改編に関連する議案でありますので、一括議題といたします。本件について担当課より説明願います。

### ○教育総務課長

議案第7号「臨時代理の承認を求めることについて(五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)」から議案第10号「五所川原市教育委員会処務規程及び五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令の制定について」まで、一括して議案書を基に説明した。

### ○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

### ○木村委員

組織図の中に教育部長を記載したほうがいいのではないでしょうか。

# ○教育部長

教育長は特別職であるため個別に表記しますが、教育部長は一般職であり事務局に置くことになっており、そこに含まれていることから個別表記はしておりませんが、今回の規則改正により、権限としては教育委員会及び教育長の命を受けて教育委員会全体まで及ぶことを明確にしております。

### ○丁子谷委員

次長の位置づけはどうなっているのでしょうか。

#### ○教育部長

図書館、公民館、学校給食センターに配置されており、課長級の下で課長補佐級となります。

### ○教育長

その他に何かございませんでしょうか。

(なしの声あり)

### ○教育長

質疑を終結いたします。採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

### ○教育長

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に日程第11 議案第11号 「工事の計画の策定について」を議題といたします。本件について担当課より説明願います。

### ○教育総務課長

スポーツ振興課長

社会教育課長

### 図書館長

議案第11号 「工事の計画の策定について」、議案書を基に説明した。

### ○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

### ○丁子谷委員

各学校の外壁等の修繕について、計画的に実施してもらいたいと思います。

#### ○教育総務課長

17校ある学校施設については、市全体で取り組んでおります個別施設計画を策定し、平成31年度から10年間の期間内で 適正管理していくことになります。その計画には必要なものであれば、優先度に応じて改修事業を組み込んで実施するものであ ります。学校側からの要望で改修が必要なものがあることは認識しておりますが、費用が膨大になるため財政当局と協議し計画 的に進めていきたいと考えております。

### ○丁子谷委員

漆川体育館の改修工事は今回で完了になるのでしょうか。

# ○スポーツ振興課長 完了となります。

### ○教育長

その他に何かございませんでしょうか。

(なしの声あり)

### ○教育長

質疑を終結いたします。採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

### (異議なしの声あり)

### ○教育長

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に追加議案としまして、日程第12 議案第12号 「五所川原市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。 本件について担当課より説明願います。

### ○スポーツ振興課長

議案第12号 「五所川原市スポーツ推進委員の委嘱について」、議案書を基に説明した。

#### ○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

### ○丁子谷委員

スポーツ推進委員には各々が関係する種目において、スポーツ教室や大会等に広く関わっていただきたいと思います。

### ○教育長

今回提案した委員だけではなく、これから委員として活躍していただける方がありましたら、追加で委嘱することもできます。 今後、継続的に運営していくためにも若い方の加入も必要となってきますので、人材の確保や委員の活動等についても協議して いきたいと思います。

他に何かございませんでしょうか。

(なしの声あり)

### ○教育長

質疑を終結いたします。採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続きまして、追加議案、日程第13 議案第13号 「五所川原市教育委員会職員の人事発令について」を議題といたします。 本件について担当より説明願います。

### ○教育総務課長

議案第13号 「五所川原市教育委員会職員の人事発令について」、議案書を基に説明した。

#### ○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

### ○丁子谷委員

教育委員会から出向させるということは、五所川原市から教育委員会へ出向させていたものを解くということでしょうか。

### ○教育総務課長

五所川原市からの出向を解くというものではありません。教育委員会から一方的に行かせるものになりますので、併任とは異なります。併任はそれまでの身分を保持したまま他の職にも就かせるものでありますので、教育委員会の併任辞令を受けている職員がその職から離れるときは併任を解くということになります。

# ○教育長

その他に何かございませんでしょうか。

(なしの声あり)

### ○教育長

質疑を終結いたします。採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

よって、本件は原案のとおり可決されました。 以上をもって今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。 その他として何かございませんでしょうか。

#### ○教育部長

学校給食費無償化について、ご説明いたします。平成31年度予算案が承認されたことから手続きを進めていくことになりますが、3月中に学校長に対して本事業の概要についてお知らせいたします。

まずは学校給食費の改定と申込みについてですが、4月1日から小学校270円、中学校300円に改定し、市内小中学校の 給食費を統一することになります。値上げになりますので、給食の内容も良くなるよう力を入れて取り組んでいきたいと考えて おります。それから、これまで給食費に関する規定がありませんでしたのでこの機会に整備し、それと併せて年度初めに1回だ け給食申込書を提出してもらうことで、給食を提供することにいたしました。

次にすくすく学校給食応援事業ですが、本事業は4月分からの給食費の一部を補助するものであります。給食に関連する事業でありますので学校給食センターの予算となっておりますが、あくまでも市の事業として進めていくものであります。この補助金の対象となるのは、①市内小中が校に在学していること、②児童生徒が五所川原市の学校給食を食していること、③児童生徒の保護者が五所川原市内に住所を有していること、この3つの条件を満たした場合になります。それから、生活保護や就学援助を受けている場合には、他制度によって措置されているため対象としておりません。補助対象期間は4月1日から9月30日までを前期補助期間とし、4月から増額になった部分について補助するものであります。後期補助期間は10月1日から3月31日までとし、改定後の給食費のうち、4分の1を補助するものであります。申請方法は給食申込書を同様に、年度初めに提出してもらうことにしておりますので、実際には給食費から補助金分を差し引いた額を請求することになります。以上のことについては、各小中学校を通じて4月初めに通知する予定です。

### ○教育長

本件について、何かございませんでしょうか。

#### ○木村委員

五所川原市内に保護者の住所がなければ補助を受けられないということですね。

### ○教育部長

そうなります。本事業は市費を投じて子育て支援のために実施するものでありますので、住所要件を設けております。ですから、保護者が五所川原市内に住所を有していなかったり、子供が市外の小中学校に在籍している場合は対象外となります。

### ○教育長

その他に何かございませんでしょうか。

(なしの声あり)

### ○教育長

その他として、ほかに何かございませんでしょうか。

### ○図書館長

市長部局より、地域子育て支援拠点事業における公共施設の使用について、図書館を利用して実施する旨依頼がございました。本事業は公共施設内に子供広場を開設し、毎週月曜日と金曜日は中央公民館、水曜日は図書館で実施し、子育て支援機能の充実を図るものであります。使用する場所は、対面朗読室とおはなしの部屋になりますが、これらは一般には開放していない部屋になります。目的外使用ではありますが、市の事業として使用するものであり協力したいと考えておりますので、よろしくお願いします。

# ○教育長

本件について、何かございませんでしょうか。

(なしの声あり)

### ○教育長

その他として、ほかに何かございませんでしょうか。

(なしの声あり)

ないようですので、これを持ちまして平成31年五所川原市教育委員会第3回定例会を閉会いたします。

午後3時53分閉会

#### 署 名

五所川原市教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

平成31年3月22日

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

五所川原市教育委員会委員 1番 丁 子 谷 悟

五所川原市教育委員会委員 2番 木 村 吉 幸

会議の書記 教育総務課長 川 浪 生 郎